

各 位

会 社 名 株式会社 東芝 東京都港区芝浦 1 - 1 - 1 代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎 (コード番号:6502 東、名) 問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 石山 一可 Tel 03-3457-2095

会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟の和解に関するお知らせ(開示事項の経過)

2016年8月26日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」(以下、本件訴え提起時の適時開示)にて公表いたしました、当社の会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟について、原告と協議を進めた結果、下記のとおり和解(以下、本件和解)が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

株式会社日本カストディ銀行から、当社に対し、当社の不正会計により 12億 6203 万 1213 円の損害を被ったとして、その賠償を請求する訴訟が 2016 年 5 月 6 日に東京地方裁判所に提起され(以下、本件訴訟 1)、また、同じく 185億 6353 万 7370 円(注)の損害を被ったとして、その一部である 119億 9261 万 7778 円の損害賠償を請求する訴訟(以下、本件訴訟 2。本件訴え提起時の適時開示にて公表した損害賠償請求訴訟は本件訴訟 2 であり、以下、本件訴訟 1 と合わせて、本件訴訟)が 2016 年 8 月 9 日に東京地方裁判所に提起され、係争中でした。この度、本件訴訟に係る費用、不確実性に係る費用等を勘案し、早期解決を図るとの観点から、本件訴訟について和解することといたしました。

(注)本件訴訟2の損害額は、訴状では215億9746万9004円と主張されていましたが、その後185億6353万7370円と補正されました。

2. 請求額等

本件訴訟 1 と本件訴訟 2 を併せて、本件訴訟において主張されている損害総額は 198 億 2556 万 8583 円、このうち請求されている損害額は 132 億 5464 万 8991 円となります。

3. 和解の内容

当社は、原告に対して 65 億円を支払い、本件訴訟についての紛争を終了させるものとします。

4. 和解の相手方の概要

原告

株式会社日本カストディ銀行(旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 所在地 東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー7

本件訴訟1及び本件訴訟2の原告は同一です。

5. 今後の見通し

本件訴訟に関する損失は引当計上済みであり、追加損失計上はありません。

6. その他

当社に対する証券訴訟の一覧については添付「損害賠償請求訴訟の概要」をご確認ください。

以上

* (注意事項)

本文書に記載されている事項には、当社グループの将来についての計画や戦略、業績に関する予想及び見通しの記述が含まれています。これらの記述は、当社が現時点で把握可能な情報から判断した想定及び所信に基づく当社の予測です。実際の業績は、多様なリスクや不確実性により、当社の予測とは大きく異なる可能性がありますので、ご承知おきください。なお、リスクのうち主なものは以下のとおりですが、これに限られるものではありません。

- ・ 地震、台風等の大規模災害
- ・ 国内外における訴訟その他争訟
- ・ 当社グループが他社と提携して推進する事業の成否
- ・ 新規事業、研究開発の成否
- ・ 国内外の政治・経済の状況、各種規制等
- ・ 主要市場における製品需給の急激な変動及び価格競争の激化
- ・ 生産設備等に対する多額の資本的支出と市場の急激な変動
- ・ 金利為替等の金融市場環境の変化

損害賠償請求訴訟の概要

No.	裁判所	原告	人数	訴額	進行状況
1	大阪地方裁判所	個人	1名	約 5100 万円	和解により終了
2	大阪地方裁判所	個人	45 名	約1億7300万円	※ 1
3	福岡地方裁判所	個人	6名	約 3400 万円	※ 1
4	東京地方裁判所	個人	50名	約3億円	※ 1
5	大阪地方裁判所	個人	104名	約4億2000万円	※ 1
6	高松地方裁判所	個人	25 名	約 8500 万円	※ 1
7	福岡地方裁判所	個人	10名	約 3700 万円	※ 1
8	東京地方裁判所	個人	1名	約 4300 万円	※ 1
9	東京地方裁判所	<u>法人</u>	<u>1名</u>	約 12 億 6200 万円	和解により終了
		(株式会社日本カストディ銀行)			<u>(No. 12 と併</u>
					せて 65 億円)
10	高松地方裁判所	個人	5名	約 900 万円	※ 1
11	東京地方裁判所	個人	147 名	約3億5000万円	※ 1
<u>12</u>	東京地方裁判所	<u>法人</u>	<u>1名</u>	約 120 億円	和解により終了
		(株式会社日本カストディ銀行)			(No.9と併せて
					65 億円)
13	福岡地方裁判所	個人	6名	約 2000 万円	※ 1
14	大阪地方裁判所	個人	23 名	約4億4000万円	※ 1
15	東京地方裁判所	個人	33名	約 5700 万円	※ 1
16	東京地方裁判所	海外機関投資家	42 名	約 161 億円	※ 1
		(アリアンツ・グローバル、ほか)			
17	大阪地方裁判所	個人	1名	約 3200 万円	棄却
18	大阪地方裁判所	法人	1名	約 700 万円	和解により終了
		(社会福祉法人愛生会)			
19	東京地方裁判所	法人	3名	約 131 億円	和解により終了
		(株式会社日本カストディ銀行、			(19 億 2000 万
		ほか)			円)
20	東京地方裁判所	法人	3名	約 51 億円	和解により終了
		(株式会社日本カストディ銀行、			(8 億 2000 万
		ほか)			円)
21	東京地方裁判所	法人	5名	約 140 億円	※ 1
		(株式会社日本カストディ銀行、			
		ほか)			
22	大阪地方裁判所	個人	27 名	約 6600 万円	※ 1
	***************************************	(H) A	1名	約 1100 万円	和解により終了
23	東京地方裁判所	個人	1 41	氷3 1100 /3 口	

25	東京地方裁判所	法人及び個人 (株式会社エース事務機、ほか)	3名	約1億1500万円	※ 1
26	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (ザ・バンク・オブ・ニューヨー ク・メロン、ほか)	70名	約 438 億 9000 万円	※ 1
27	東京地方裁判所	個人	35 名	約1億1000万円	※ 1
28	東京地方裁判所	個人	1名	約 2100 万円	※ 1
29	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (グローバル・ファンズ・トラス ト・カンパニー、ほか)	6名	約 92 億 2700 万円	※ 1
30	熊本地方裁判所	個人 ※福岡地方裁判所から移送。	1名	約 1200 万円	棄却
31	東京地方裁判所	海外機関投資家 (シュティヒティング・ペンショ ンフォンズ・カンピーナ、ほか)	14 名	約 217 億 5900 万円	※ 1
32	東京地方裁判所	法人 (株式会社日本カストディ銀行、 ほか)	2名	約 5 億 7200 万円	一部認容判決 (約1億6100 万円)
33	東京地方裁判所	海外機関投資家 (ノムラ・ネクストファンズ・ア イルランド・ピーエルシー、ほか)	2名	約4億1400万円	※ 1
34	東京地方裁判所	海外機関投資家 (カリフォリニア・パブリック・ エンプロイーズ・リタイヤメント・ システム、ほか)	97名	330 億円	※ 1
35	東京地方裁判所	海外機関投資家 (アビバ・インベスターズ・マネジャー・オブ・マネジャー・アイシーブイシー(アイシーブイシー2)、ほか)	4名	約8億2300万円	※ 1
36	東京地方裁判所	個人	6名	約 3900 万円	和解により終了
37	東京地方裁判所	海外機関投資家 (ナショナル・ペンション・サー ビス、ほか)	7名	約 40 億 7100 万円	※ 1

※1 現在審理中となります。

- 2 本件訴訟 1 は下線を引いた No. 9 の案件、本件訴訟 2 は下線を引いた No. 12 の案件となります。
- 3 裁判所、原告、人数、訴額は、各訴訟の訴え提起時の情報となります。